

令和2年度北海道貸切バス適正化センター事業計画

【事業計画】

- ① 「一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導方針について」(平成29年3月31日付国自安第272号、国自旅第425号)に基づき、巡回指導計画を立てる。
 なお、令和2年度の巡回指導実施計画は、下表のとおりとする。
- ② 事業者に対する巡回指導を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、速度超過等を防止する啓発活動を行う。
- ③ 事業者に対し、関係法令等の周知を行うことにより、コンプライアンス体制の確立を図る。
- ④ 白バスの防止を図る啓発活動を行う。
- ⑤ 一般貸切旅客自動車運送事業に関する旅客からの苦情の処理を行う。

【巡回指導営業所】

- ①管内事業者数（令和2年2月1日現在）
 事業者数：230者（会員：124 非会員：106）
 営業所数：328営業所（会員：211 非会員：117）
 車両数：3,113両（会員：2,163 非会員：950）
- ②選定条件
 ア) 令和2年度監査対象営業所は除く
 イ) 巡回指導1回目の営業所を優先する
 ウ) 前年度巡回指導時における評価が良好な営業所で、安全性評価認定取得事業者(三ツ星、二ツ星を優先)は除く
- ③実施可能件数
 ア) 7月以降は指導員5名体制、2.5グループ(1グループ2名)、ただし7月のみ2グループ(3名巡回)
 ・7月 19日(実施可能日数)×2グループ÷2(2日で1件)=19 営業所
 ・7月以外 139日(実施可能日数)×2.5グループ÷2(2日で1件)=173 営業所

 合計:192営業所
- ④実施営業所数 192営業所(目標数)

月	実施可能日	実施営業所数	実施地区（支局別営業所数割合）
R2年 4月			
5月			
6月			
7月	19	19	札8、函3、室4、北4
8月	13	16	札4、帯4、釧4、北4
9月	19	24	札13、旭4、釧4、北3
10月	19	24	札8、函4、室4、旭4、帯4
11月	18	22	札11、室4、旭4、帯3
12月	17	21	札11、函4、室4、旭2
R3年 1月	17	21	札13、函4、室4
2月	15	19	札15、室4
3月	21	26	札16、函4、室4、旭2
	158	計 192営業所	札99、函19、室28、旭16、帯11、釧8、北11